

令和2年分消費税

～個人事業者の新型コロナ対応特例～

I	従前の特例と新型コロナ対応.....	1
II	簡易課税制度に係る災害特例.....	3
III	やむを得ない事情がある場合の届出特例.....	5
IV	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている場合の特例.....	7

令和2年12月1日
税理士 金井恵美子

I 従前の特例と新型コロナ対応

1. 災害等があった場合の特例

国税通則法 11 条は、国税庁長官等は、「災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる」と定めています。

ただし、消費税の課税事業者選択制度及び簡易課税制度に係る届出は、その届出の期限を定めるものではなく、届出書の提出があった場合の効力の発生時期を定めるものであるため、国税通則法 11 条の適用はありません。

そこで、これらの制度について、次の特例が設けられています。

	特定非常災害の特例 (措置法 86 の 5)	簡易課税制度に係る災害特例 (消法 37 の 2)	やむを得ない事情がある場合の届出特例 (消法 9⑨、37⑧)
特例対象	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 課税事業者選択制度 ➤ 新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 ➤ 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例 ➤ 簡易課税制度 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 簡易課税制度 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 課税事業者選択制度 ➤ 簡易課税制度

2. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応措置

政府は、新型コロナウイルス感染症について、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として必要な対策を講じていくこととしています。国税関係の特例措置を定めた「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和 2 年法律第 25 号。以下「新型コロナ税特法」といいます。）が、4 月 30 日に参議院において可決し、即日公布されました。納税猶予や欠損金の繰戻し還付等の特別措置が講じられています。

消費税については、簡易課税制度の選択の変更は、上記1.に掲げた「簡易課税制度に係る災害特例」（消法 37 の 2）により対応するものとしています。

しかし、事業者免税点制度にはこれに見合う特例がないことから、「新型コロナ税特法」に、次の特別措置が設けられました。

- ①課税事業者選択（不選択）届出書の提出に係る特例
- ②新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除制度の不適用に係る特例
- ③高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除制度の不適用に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合に利用することができる特例は、次のように整理することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合に利用することができる特例			
特例の区分	コロナ税特法による特例 (新型コロナ税特法 10)	簡易課税制度に係る 災害特例 (消法 37 の 2)	やむを得ない事情がある場合の届出特例 (消法 9⑨、37⑧)
適用対象事業者	特例対象事業者 (新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業収入の著しい減少があった事業者)	やむを得ない理由がある事業者	やむを得ない事情がある事業者
対象となる制度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 課税事業者選択制度 ➤ 新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 ➤ 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 簡易課税制度 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 課税事業者選択制度 ➤ 簡易課税制度
課税事業者 選択不適用の制限	解除	—	解除しない
簡易課税制度 選択の制限	—	解除	解除しない
簡易課税制度 選択不適用の制限	—	解除 (不適用の承認 によって解除)	解除しない

II 簡易課税制度に係る災害特例

簡易課税制度については、災害その他のやむを得ない理由があるときは、特定非常災害の指定を受けない場合であっても、その選択を変更することができる特例が設けられています。

この特例は、災害その他やむを得ない理由により、著しく事務能力が低下したり臨時多額の設備投資が行われたりするなど、その課税期間開始前に想定されていなかった事実が生じた場合に、その必要に応じて簡易課税制度の適用の変更を認めようとするものです。

1. やむを得ない理由の範囲

やむを得ない理由とは、おおむね以下のような災害の発生等をいいます（消基通 13-1-7）。

これは、国税通則法 11 条の申告、納付、届出等の期限の延長に係る「災害その他やむを得ない理由」と同じです（通基通 11-1）。

やむを得ない理由の範囲
① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
③ ①又は②に掲げる災害に準ずる自己の責めに帰さないやむを得ない事実

2. 届出時期の特例

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、被害を受けたことにより、その災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間につき、簡易課税制度の適用の変更が必要となった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、簡易課税制度選択届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を、その適用又は不適用に係る本来の提出時期に提出したものとみなされます（消法 37 の 2①⑥）。

〔申請手続〕

この特例は、所轄税務署長に対してこの特例の適用を受ける旨の申請書及び「簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出し、承認を受けた場合に適用されます。

申請書名：「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」

3. 承認申請の期限

この特例は、被災した事業者が、所轄税務署長に対してこの特例の承認を受ける旨の申請書を提出して申請し、承認を受けた場合に適用があります（消法 37 の 2①②⑦）。

特例承認申請書の提出期限は、原則として、災害等のやんだ日から 2 月以内です（消法 37 の 2②⑦、13-1-8）。

区分	特例承認申請書の提出期限
原則	災害等のやんだ日から 2 月以内
災害等のやんだ日が、災害等の生じた課税期間の末日の翌日以後に到来する場合	災害等の生じた課税期間に係る申告書の提出期限 (国税通則法 11 条の規定によりの延長された提出期限)

4. 承認又は却下の処分とみなし承認

税務署長は、新税に係る事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下します（消法 37 の 2③）。

申請の承認又は却下の処分は書面により通知するものとされていますが、災害等の生じた課税期間の確定申告期限までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます（消法 37 の 2④⑤⑦）。

ただし、災害その他やむを得ない理由のやんだ日とその課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りではありません（消法 37 の 2⑤）。

5. 対象となる課税期間

特例の対象となるのは、次の課税期間です（消令 57 の 3①、消基通 13-1-9）。

区分	対象となる課税期間
簡易課税制度選択	災害等が生じた課税期間
簡易課税制度 選択不適用	次のうち、いずれか一つの課税期間 ● 災害等が生じた課税期間 ● その翌課税期間のうち次に掲げる要件のすべてに該当する課税期間 ① 災害等の生じた日からその災害等のやんだ日までの間に開始した課税期間であること ② その災害等が生じた日の属する課税期間につき既にこの特例の不適用の承認を受けていないこと ③ 簡易課税制度の 2 年間強制適用の課税期間であること

不適用の特例は、1つの災害等につき一度だけ適用を受けることができるものとされています。

災害等があった課税期間の翌課税期間以後に災害がやんだ場合は、2年間の継続適用により不適用の届出ができない期間についてはこの特例によることとなり、その期間の後においては次の「やむを得ない事情がある場合の届出特例」によることとなります。

6. 適用制限等の解除

(1) 選択に当たっての制限

この特例により簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、次の取扱いは適用されません（消法 37 の 2①）。

イ	課税事業者を選択した事業者が、調整対象固定資産の仕入れ等をして一般課税により申告した場合に、簡易課税制度選択届出書の提出を制限される取扱い
ロ	新設法人又は特定新規設立法人が、調整対象固定資産の仕入れ等をして一般課税により申告した場合に、簡易課税制度選択届出書の提出を制限される取扱い
ハ	高額特定資産の仕入れ等をして一般課税により申告した事業者が、簡易課税制度選択届出書の提出を制限される取扱い
ニ	高額特定資産等につき課税事業者となった場合等の棚卸資産に係る仕入税額の調整を受けた場合に簡易課税制度選択届出書の提出を制限される取扱い

(2) 不適用に当たっての制限

この特例により簡易課税制度選択不適用届出書を提出する場合には、簡易課税制度の2年間の継続適用の取扱いは適用されません（消法37の2⑥）。

Ⅲ やむを得ない事情がある場合の届出特例

課税事業者選択（不適用）届出書、簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出することを予定していた事業者が、やむを得ない事情により、所定の時期にその届出書を提出することができなかった場合に、これを救済するために「やむを得ない事情がある場合の届出特例」が設けられています。

この特例は、やむを得ない事情がなければ届出書を提出していたであろうことが前提であって、この特例によっても、2年間の継続適用は解除されません。

1. やむを得ない事情の範囲

やむを得ない事情とは、以下のような災害の発生等をいい、制度の不知や提出忘れ等は該当しません（消基通1-4-16、13-1-5の2）。

やむを得ない事情の範囲
① 震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人的災害で自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
② ①の災害に準ずるような状況又はその事業者の責めに帰することができない状態にあることにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
③ その課税期間の末日前おおむね1月以内に相続があったことにより、その相続に係る相続人が新たに届出書を提出できる個人事業者となった場合 この場合には、その課税期間の末日にやむを得ない事情がやんだものとして取り扱う。
④ ①から③までに準ずる事情がある場合で、税務署長がやむを得ないと認めた場合

2. 届出時期の特例

やむを得ない事情があるため、課税事業者選択届出書、課税事業者選択不適用届出書、簡易課税制度選択届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を提出できなかった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その届出書を適用又は不適用に係る本来の提出時期に提出したものとみなされます（消法9⑨、37⑧、消令20の2①②、57の2①②）。

〔申請手続〕

この特例は、所轄税務署長に対してこの特例の適用を受ける旨の申請書及び「簡易課税制度選択（不適用）届出書」又は「課税事業者選択（不適用）届出書」を提出し、承認を受けた場合に適用されます。

申請書名：「消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」

「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」

3. 承認申請の期限

この特例は、被害を受けた事業者が、所轄税務署長に対してこの特例の承認を受ける旨の申請書を提出して申請し、承認を受けた場合に適用があります（消令 20 の 2①②③、57 の 2①②③）。

特例承認申請書の提出期限は、「やむを得ない事情」がやんだ日から 2 月以内です（消令 20 の 2③、57 の 2③、消基通 1-4-17、13-1-5 の 2）。

4. 承認又は却下の処分

この特例には、みなし承認の取扱いはありません。

税務署長は、申請書の提出があつた場合において、やむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下します（消令 20 の 2④、57 の 2④）。

税務署長は、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知します（消令 20 の 2④⑤、57 の 2④⑤）。

IV 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている場合の特例

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者のために、課税事業者選択の変更等に関する特例が設けられました。

なお、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が1000万円以下である事業者です。また、相続、合併又は分割があった場合の特例等により、事業者免税点制度の適用がない事業者は、課税事業者となります。

また、簡易課税制度選択については、「簡易課税制度に係る災害特例」の適用があります。新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から2月以内に申請を行うことにより、変更が可能となります。

1. 対象となる事業者と課税期間

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続した1か月以上の期間（調査期間）に、事業としての収入の著しい減少があった（事業としての収入金額が、前年同時期と比べて概ね50%以上減少している）事業者が対象となります（新型コロナ特法10①、新型コロナ特法通達2）。

対象となる事業者を「特例対象事業者」といいます。

対象となる課税期間は、事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間（特定課税期間）以後の課税期間です。

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響

新型コロナウイルス感染症等の影響による事業としての収入の減少とは、事業としての収入の著しい減少が新型コロナウイルス感染症等の影響に因果関係を有することをいい、例えば、次のような状況となったため収入が減少した場合をいいます（新型コロナ特法通達1）。

- ① 事業者本人やその親族、会社の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した（又は感染の疑いがあった）ため事業を休業した。
- ② 国や都道府県等の要請により、イベントや営業を自粛した。
- ③ 国や都道府県等の外出自粛要請により従業員を自宅待機させる等の対応をとったことから、営業規模や営業時間を縮小した。
- ④ 国や都道府県等の外出自粛要請により来客が減少した。
- ⑤ 入国制限措置により来客が減少した。
- ⑥ 国や都道府県等の要請により、賃料の支払を猶予した。

(2) 任意の連続した1か月以上の期間

連続する1か月以上の期間であれば、例えば、4月1日から5月15日という期間でもよいことになります。

ただし、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうちの任意の期間ですから、例えば、令和元年9月1日から令和2年3月31日といったように、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間でない部分を含む期間は認められません。

※ 事業開始1年未満であるため前年同時期との比較ができない場合は、令和2年1月以前で調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間を比較対象とすることができます。

(3) 事業としての収入金額

「事業としての収入金額」は、事業者の事業上の売上その他の経常的な収入の額です。消費税の課税取引に係る収入に限られません。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業者が収入すべき対価の額を減免又は猶予した場合のその減免額又は猶予額は、「収入金額」に含めません。例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を猶予していると認められる場合には、猶予額を控除します。また、各種給付金など臨時的な収入も含めません。(新型コロナ特法通達2注1、2)。

(4) 収入の著しい減少があったことを確認できる書類(確認書類)

特例承認申請書には、「新型コロナウイルスの影響等により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類」(確認書類)を添付する必要があります。

確認書類は、例えば、損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、預金通帳の写しなどで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の連続する1か月以上の期間(調査期間)と、その調査期間の直前1年間における調査期間に対応する期間の事業としての収入の金額が確認できる書類をいいます。

※ 年間収入しか集計していないなど、前年同時期の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前1年間の収入金額を12で除した平均収入によるなどの適当な方法による比較ができます(新型コロナ特法通達2)。

2. 承認又は却下とみなし承認

承認申請に係る事情が相当でないと税務署長が認める場合には、その承認申請は却下されます(新型コロナ特法10⑧)。

申請の承認又は却下の処分は、書面により通知するものとされていますが、特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます(新型コロナ特法10⑧⑨⑩)。

ただし、申請書の提出の日がその申請に係る特定課税期間の末日の翌日以後となった場合は、この限りではありません(新型コロナ特法10⑩)。

3. 課税事業者選択の変更

特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間(特定課税期間)以後の課税期間につき、所轄税務署長の承認を受けたときは、課税事業者選択届出書又は課税事業者选择不適用届出書を、その適用又は不適用に係る本来の提出時期に提出したものとみなされます(新型コロナ特法10①③)。

〔申請手続〕

この特例は、特例対象事業者が、所轄税務署長に対してこの特例の適用を受ける旨の申請書、添付書類及び「課税事業者選択（不適用）届出書」を提出し、承認を受けた場合に適用されます。

申請書名：「**新型コロナ特法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**」

特例承認申請書及び添付書類の提出期限は、次のとおりです（新型コロナ特法10⑦一、二）。

なお、提出期限は、国税通則法11条により延長することができます。

区 分		特例承認申請書の提出期限
課税事業者の選択		①特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日（個人事業者の12月31日の属する課税期間は3月を経過する日）
課税事業者の選択不適用	<ul style="list-style-type: none"> ・特定課税期間から課税事業者の選択をやめる場合 ・特定課税期間の末日が課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日以後2年を経過する日（2年経過日）以後に到来する場合でその特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から課税事業者の選択をやめる場合 	②特定課税期間の確定申告書の提出期限
	上記以外	③次のうち、いずれか早い日 <ul style="list-style-type: none"> ・2年経過日の属する課税期間の末日 ・課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日

上記のうち、「①特定課税期間の末日の翌日から2月を経過する日（個人事業者の12月31日の属する課税期間は3月を経過する日）」という期限及び「②特定課税期間の確定申告書の提出期限」は、国税通則法11条により延長することができます。③についても国税通則法11条の個別延長の対象となる可能性があると考えられますが、国税庁のQ&Aにこれを認める記述は見当たりません。

4. 課税事業者選択の継続適用の解除

特例対象事業者がこの特例により課税事業者を選択する場合又は課税事業者の選択をやめる場合には、次の取扱いは適用されません（新型コロナ特法10②③）。

- イ 課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用の取扱い（消法9⑥）
- ロ 課税事業者を選択した事業者が、その継続適用期間中に、調整対象固定資産の仕入れ等を行い、一般課税により申告した場合に、3年間継続して課税事業者となる取扱い（消法9⑦）

したがって、この特例によれば、課税事業者の選択に係る継続適用の要件は、すべて解除されることになります。

具体例 1…令和2年について課税事業者を選択する

Question

個人事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少したことを理由に、令和2年について課税事業者を選択する場合、申請期限はどうなりますか。

また、課税事業者の選択を1年でやめることができますか。

なお、課税期間の特例の選択はありません。

Answer

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間以後の課税期間が特例の対象となります。



① 令和2年の課税事業者の選択

課税事業者選択に係る特例承認申請書の提出期限は、個人事業者の12月31日の属する課税期間については、「特定課税期間の末日の翌日から3月を経過する日」となっています（上記3①）。令和2年が特定課税期間である場合は、特例承認申請書の提出期限は、令和3年3月31日となります（国税通則法第11条の規定の適用により、この提出期限を延長することができます。）。

提出する書類は、次の3つです。

- 新型コロナ特法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 確認書類
- 課税事業者選択届出書

② 令和3年の課税事業者の選択不適用

特例によって課税事業者を選択した場合は、継続適用の取扱いは解除され、課税事業者の選択を1年でやめることができます。

この場合の課税事業者選択不適用届出書に係る特例承認申請書の提出期限には、上記3③が適用されます。「2年経過日の属する課税期間の末日」及び「課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日」はいずれも令和3年12月31日であり、提出期限は、令和3年12月31日となります。

提出する書類は、次の3つです。

- 新型コロナ特法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 確認書類
- 課税事業者選択不適用届出書

具体例2…令和2年について課税事業者の選択をやめる

Question

課税事業者選択届出書を提出している個人事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が減少したことを理由に、令和2年について課税事業者の選択をやめたい場合、申請期限はどうなりますか。

また、令和3年について課税事業者を選択することができますか。

なお、課税期間の特例の選択はありません。

Answer

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間以後の課税期間が特例の対象となります。



① 令和2年の課税事業者の選択不適用

特例によって、課税事業者を選択した場合の継続適用の取扱いは解除されます。したがって、課税事業者を選択した時期及び調整対象固定資産の仕入れ等の有無にかかわらず、令和2年について課税事業者選択不適用の申請を行うことができます。

この場合の課税事業者選択不適用届出書に係る特例承認申請書の提出期限は、上記3②により、令和3年3月31日となります（国税通則法第11条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。）。

つまり、令和3年3月31日を申告期限として確定申告書を提出するのではなく、これに代えて、令和3年3月31日を申請期限として承認申請書を提出するということです。

提出する書類は、次の3つです。

- 新型コロナ特法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 確認書類
- 課税事業者選択不適用届出書

② 令和3年の課税事業者の選択

令和3年に課税事業者を選択するためには、令和2年12月31日までに課税事業者選択届出書を提出しなければなりません。

令和2年12月31日までにその提出ができなかった場合には、特例による承認申請を行うことができま

す。

課税事業者選択に係る特例承認申請書の提出期限は、個人事業者の12月31日の属する課税期間については、「特定課税期間の末日の翌日から3月を経過する日」となっています。令和2年が特定課税期間である場合には、特例承認申請書の提出期限は、令和3年3月31日となります（国税通則法第11条の規定の適用により、この提出期限を延長することができます。）。

提出する書類は、次の3つです。

- **新型コロナ特法第10条第1項（第3項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書**
- **確認書類**
- **課税事業者選択届出書**

特例により令和2年だけ課税事業者の選択をやめる場合、課税事業者選択不適用の特例承認申請書の提出期限と、再び課税事業者を選択する場合の特例承認申請書の提出期限が同じ日になるため、留意が必要です。

5. 新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除制度の不適用

特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき、免税事業者となる必要がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、**新設法人の納税義務の免除の特例及び特定新規設立法人の納税義務の免除の特例**は適用されません（新型コロナ特法10④）。

この特例によっても、新設法人又は特定新規設立法人は、基準期間がない課税期間においては、免税事業者になることはできません。また、相続、合併又は分割があった場合の特例等により、事業者免税点制度の適用がない事業者は、課税事業者となります。

〔申請手続〕

この特例は、特例対象事業者が、所轄税務署長に対してこの特例の適用を受ける旨の申請書及び添付書類を提出し、承認を受けた場合に適用されます。

申請書名：「新型コロナ特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」

特例承認申請書及び添付書類の提出期限は、次のいずれか遅い日です（新型コロナ特法10⑦三）。

- | |
|---|
| a 特定課税期間の確定申告書の提出期限（国税通則法11条の延長がある場合は延長された期限） |
| b 基準期間のない事業年度のうち、最後の事業年度終了の日 |

6. 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除制度の不適用

次の場合において、特例対象事業者が、特定課税期間以後の課税期間につき、所轄税務署長の承認を受けたときは、**高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例**（消法12の4①②）は適用されません（新型コロナ特法10⑤⑥）。

- | |
|---|
| イ 特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において、高額特定資産の仕入れ等を行った場合※ |
| ロ 特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において、高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合※ |

※ 上記において「特定課税期間の初日」は、高額特定資産の仕入れ等をした期間の始まりを示している

のではなく、「2年を経過する日」という期間の終わりを説明する語です。したがって、特定課税期間の初日前において高額特定資産の仕入れ等を行った場合も対象になります。

この特例によっても、基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が1000万円を超える場合は納税義務は免除されません。また、相続、合併又は分割があった場合の特例等により、事業者免税点制度の適用がない事業者は、課税事業者となります。

〔申請手続〕

この特例は、特例対象事業者が、所轄税務署長に対してこの特例の適用を受ける旨の申請書及び添付書類を提出し、承認を受けた場合に適用されます。

申請書名：「新型コロナ税特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書」

特例承認申請書及び添付書類の提出期限は、次のいずれか遅い日です（新型コロナ税特法10⑦四、五）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 特定課税期間の確定申告書の提出期限（国税通則法11条の延長がある場合は延長された期限）b 高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日（棚卸資産の調整を受けた場合はその調整を受けた課税期間の末日） |
|---|

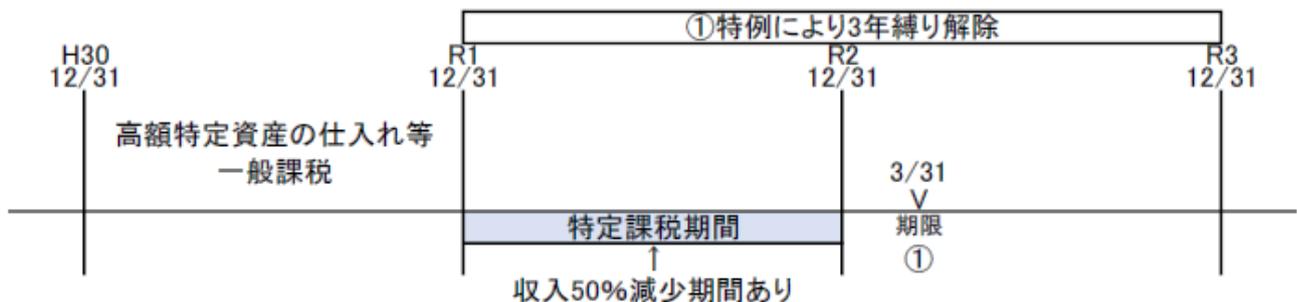
具体例3 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例を解除する

Question

令和元年に高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者が、令和2年に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少した場合、令和3年に免税事業者となることはできますか。

Answer

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間以後の課税期間について、高額特定資産を取得した場合の3年縛りを解除する申請を行うことができます。



① 納税義務の免除の特例について

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、高額特定資産の仕入れ等をした場合の納税義務の免除の特例を解除する申請を行うことができます。

この場合の承認申請書の提出期限は、a 特定課税期間の確定申告書の提出期限である令和3年3月31日と、b 高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日である令和元年12月31日のうち、遅い日である令和3年3月31日となります。なお、国税通則法第11条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。

提出する書類は、次の2つです。

- 新型コロナ税法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書
- 確認書類

ただし、この承認を受けても、基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が1000万円を超えている場合や相続に係る納税義務の免除の特例の適用がある場合は、その納税義務は免除されません。

② 簡易課税制度の選択について

基準期間における課税売上高が1000万円を超え5000万円以下である場合には、簡易課税制度の適用を検討することとなるでしょう。

令和2年は、災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間であるため、簡易課税制度の選択について、簡易課税制度に係る災害特例の申請を行うことができます。

承認申請書の提出期限は、原則として、災害等のやんだ日から2月以内です。ただし、令和2年中に被害がやんでいない場合には、災害等の生じた課税期間に係る申告書の提出期限である令和3年3月31日（国税通則法11条の規定による延長がある場合にはその延長された提出期限）となります。

提出する書類は、次の2つです。

- 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択届書

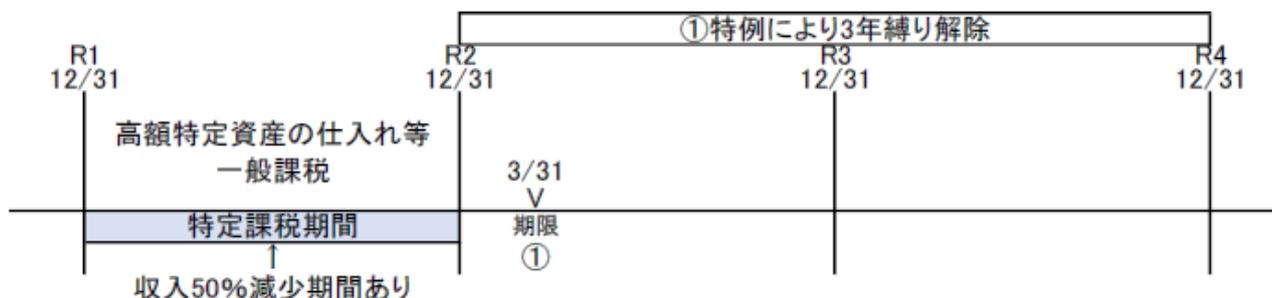
具体例4 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例を解除する

Question

令和2年に高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者が、令和2年に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少した場合、令和3年に免税事業者となることはできますか。

Answer

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間以後の課税期間について、高額特定資産を取得した場合の3年縛りを解除する申請を行うことができます。



① 納税義務の免除の特例について

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、**高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例**を解除する申請を行うことができます。

この場合の承認申請書の提出期限は、a 特定課税期間の確定申告書の提出期限である令和3年3月31日と、b 高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日である令和2年12月31日のうち、遅い日である令和3年3月31日です。なお、国税通則法第11条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。

提出する書類は、次の2つです。

- **新型コロナ特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書**
- **確認書類**

ただし、この承認を受けても、基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が1000万円を超えている場合や相続に係る納税義務の免除の特例の適用がある場合は、その納税義務は免除されません。

② 簡易課税制度の選択について

令和3年は、被害が生じた課税期間の翌課税期間であるため、簡易課税制度の選択について、簡易課税制度に係る災害特例の申請を行うことはできません。

ただし、簡易課税制度の選択の制限(消法37③)は、**高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例等**の適用があることが前提となっているので、これが解除された場合は、簡易課税制度選択届出書の提出は制限されないこととなります。

その上で、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたために令和2年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出することができなかった場合は、「やむを得ない事情がある場合の届出特例」(消法37⑧、消令57の2①②)の申請ができるものと考えられます。承認申請書の提出期限は、「やむを得ない事情」がやんだ日から2月以内です(消令57の2③、消基通13-1-5の2)。

提出する書類は、次の2つです。

- **消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書**
- **簡易課税制度選択届出書**

具体例5 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例を解除する

Question

令和2年に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少した個人事業者が、令和3年に高額特定資産の仕入れ等を行った場合、令和4年に免税事業者となることはできますか。

Answer

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間以後の課税期間について、高額特定資産を取得した場合の3年縛りを解除する申請を行うことができます。



① 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の解除

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、**高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例**を解除する申請を行うことができます。

この場合の承認申請書の提出期限は、a 特定課税期間の確定申告書の提出期限である令和3年3月31日と、b 高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日である令和3年12月31日のうち、遅い日である令和3年12月31日です。

ただし、この承認を受けても、基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が1000万円を超えている場合や相続に係る納税義務の免除の特例の適用がある場合は、その納税義務は免除されません。

② 簡易課税制度の選択

令和4年は、被害が生じた課税期間ではないため、簡易課税制度の選択について、簡易課税制度に係る災害特例の申請を行うことはできません。

ただし、簡易課税制度の選択の制限(消法37③)は、**高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例等**(消法9⑦、12の2②、12の3③、12の4①②)の適用があることが前提となっているので、これが解除された場合は、簡易課税制度選択届出書の提出は制限されないこととなります。

7. 簡易課税制度の選択制限の解除

① 簡易課税制度選択届出書の提出の制限

次の場合には、その調整対象固定資産又は高額特定資産の仕入れ等をした課税期間から簡易課税制度を適用する場合を除き、その調整対象固定資産又は高額特定資産の仕入れ等の日（ホについては、課税事業者となった日等）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、簡易課税制度選択届出書を提出することはできません（消法37③）。

- (イ) 課税事業者を選択して、その継続適用期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行い一般課税により申告した場合
- (ロ) 新設法人が、基準期間がない期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行い一般課税により申告した場合
- (ハ) 特定新規設立法人が、基準期間がない期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行い一般課税により申告した場合
- (ニ) 課税事業者が、高額特定資産の仕入れ等を行い一般課税により申告した場合
- (ホ) 高額特定資産について、課税事業者となった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整の適用を受けた場合

② 制限の解除

①の簡易課税制度選択届出書の提出の制限は、(イ)～(ホ)の場合に、納税義務の免除の規定を適用しない取扱いを受けることが前提となっています(消法37③)。したがって、税務署長の承認により上記の「3年間継続して課税事業者となる取扱い」が解除された場合には、それに伴い、簡易課税制度選択届出書の提出の制限も解除されることとなります。

8. 簡易課税制度選択の変更

簡易課税制度選択の変更については、上記「簡易課税制度に係る災害特例」(消法37の2)の特例が設けられています。

例えば、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことで、次のような事情がある事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、簡易課税制度の選択(選択不適用)ができます。

- 通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい
- 感染拡大防止のために緊急な課税仕入れ※が生じたため一般課税へ変更したい

「感染拡大防止のための緊急な課税仕入れ」とは、例えば次のようなものです。

- ・社員を分散して勤務させるため、別の事務所を緊急で借り上げた
- ・感染予防のため、パーティションを設置するなど増設工事を行った
- ・消毒液やマスクなどの衛生用品を大量に購入した

また、簡易課税制度に係る災害特例には、新型コロナ特法に設けられた「事業としての収入の著しい減少があった(事業としての収入金額が、前年同時期と比べて概ね50%以上減少している)」という要件はありませんが、実務上は、新型コロナウイルス感染症等の影響で売上が減少したことも適用事由に含めて運用されているようです。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による売上減少であることが前提であり、新型コロナウイルス感染症等とは関係のない単なる売上減少と判断された場合は、承認申請が却下されるものと考えられます。

〔申請手続〕

この特例は、事業者が、所轄税務署長に対して、この特例の適用を受ける旨の申請書及び「簡易課税制度選択(不適用)届出書」を提出し、承認を受けた場合に適用されます。

承認申請書の提出期限は、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害がやんだ日から2月以内です。

被害のやんだ日とその申請に係る課税期間の末日の翌日(個人事業者の場合は、その末日の翌日から1月を経過した日)以後に到来する場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限(国税通則法11条の規定の適用により申告期限等の延長を受けている場合にはその延長された期限)となります。

この特例の適用を受ける場合、2年間の継続適用要件は適用されません。

また、調整対象固定資産や高額特定資産等を取得した場合の簡易課税制度届出書の提出制限も適用されません。

具体例6…令和2年について簡易課税制度を選択する（個人事業者）

Question

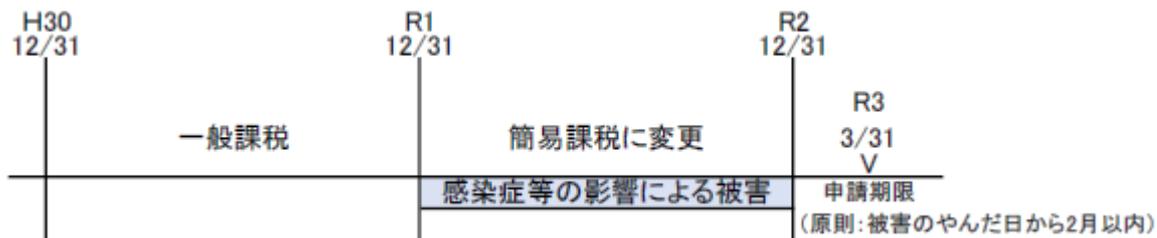
一般課税により申告している個人事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことを理由に、令和2年について簡易課税制度の適用を受けたい場合、申請期限はどうなりますか。

また、令和3年について一般課税により申告することはできますか。

なお、課税期間の特例の選択はありません。

Answer

簡易課税制度に係る災害特例により、令和2年について、簡易課税制度を選択する申請を行うことができます。



① 令和2年の簡易課税制度の選択

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたために簡易課税制度を適用することが必要となった事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、簡易課税制度を選択することができます。

これは、消費税法37条の2に定められた簡易課税制度に係る災害特例であり、新型コロナ特法による特例ではないため、事業としての収入の著しい減少があった（事業としての収入金額が、前年同時期と比べて概ね50%以上減少している）という要件はありません。

承認申請書の提出期限は、原則として、被害のやんだ日から2月以内ですが、被害のやんだ日が令和3年2月1日以後である場合には、令和2年の確定申告期限である令和3年3月31日が期限となります（国税通則法第11条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。）。

提出する書類は、次の2つです。

- 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択届出書

② 令和3年の簡易課税制度の選択不適用

令和3年1月1日において未だ被害がやんでいない場合は、令和3年について、簡易課税制度の選択をやめる申請を行うことができます。

簡易課税制度に係る災害特例により簡易課税制度を選択した場合であっても、簡易課税制度の2年間の継続適用は解除されてはいません。しかし、簡易課税制度選択不適用届出書を提出についてあらためてこの特例の申請を行い、承認を受けることにより、簡易課税制度の2年間の継続適用は解除されます。

承認申請書の提出期限は、原則として、被害のやんだ日から2月以内ですが、被害のやんだ日が令和3年2月1日以後である場合には、令和2年の確定申告期限である令和3年3月31日が期限となります（国税

通則法第 11 条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。)

提出する書類は、次の 2 つです。

- 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択不適用届出書

具体例 7…令和 2 年について簡易課税制度の選択をやめる（個人事業者）

Question

簡易課税制度を選択している個人事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことを理由に、令和 2 年について簡易課税制度の適用をやめたい場合、申請期限はどうなりますか。

また、令和 3 年について、再び簡易課税制度を選択することはできますか。

なお、課税期間の特例の選択はありません。

Answer

簡易課税制度に係る災害特例により、令和 2 年について、簡易課税制度の選択をやめる申請を行うことができます。



① 令和 2 年の簡易課税制度の選択不適用

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたために簡易課税制度の適用をやめることが必要となった事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、簡易課税制度の選択をやめることができます。

これは、消費税法 37 条の 2 に定められた簡易課税制度に係る災害特例であり、新型コロナ特法による特例ではないため、事業としての収入の著しい減少があった（事業としての収入金額が、前年同時期と比べて概ね 50%以上減少している）という要件はありません。

また、簡易課税制度に係る災害特例により簡易課税制度選択不適用届出書を提出する場合は、簡易課税制度の 2 年間の継続適用は解除されます。したがって、簡易課税制度を選択した時期にかかわらず、令和 2 年について簡易課税制度選択不適用の申請を行うことができます。

承認申請書の提出期限は、原則として、被害のやんだ日から 2 月以内ですが、被害のやんだ日が令和 3 年 2 月 1 日以後である場合には、令和 2 年の確定申告期限である令和 3 年 3 月 31 日が期限となります（国税通則法第 11 条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。)

提出する書類は、次の 2 つです。

- 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択不適用届出書

② 令和3年の簡易課税制度の選択

令和3年について簡易課税制度を選択する場合には、令和2年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出しなければなりません。この場合、令和3年は、被害が生じた課税期間ではないため、簡易課税制度の選択について、簡易課税制度に係る災害特例の申請を行うことはできません。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたために令和2年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出することができなかった場合、「やむを得ない事情がある場合の届出特例」（消法37⑧、消令57の2①②）の申請ができるものと考えられます。承認申請書の提出期限は、「やむを得ない事情」がやんだ日から2月以内です（消令57の2③、消基通13-1-5の2）。

提出する書類は、次の2つです。

- 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択届出書

具体例8…令和2年について簡易課税制度の選択をやめ、高額特定資産を取得した場合の3年縛りを解除して令和3年について簡易課税制度を選択する（個人事業者）

Question

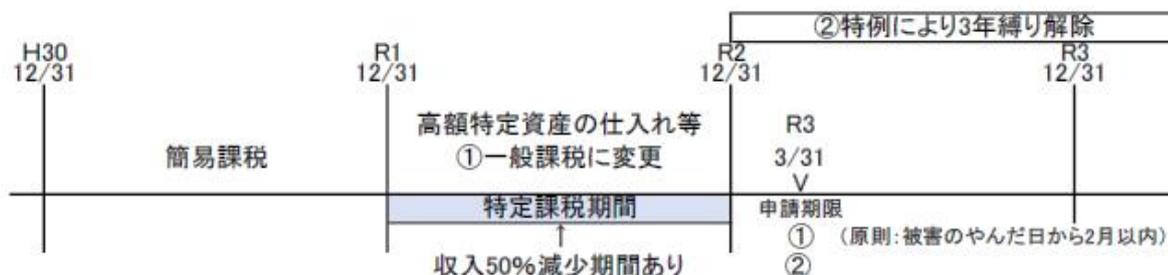
簡易課税制度を適用している個人事業者です。新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少（前年同時期と比べて概ね50%以上減少）しています。令和2年において高額特定資産の仕入れ等を行った場合、令和2年について一般課税に変更し、令和3年から再び簡易課税制度を適用することができますか。

なお、課税期間の特例の選択はありません。

Answer

簡易課税制度に係る災害特例により、令和2年について、簡易課税制度の選択をやめる申請を行うことができます。

また、高額特定資産を取得した場合の3年縛りを解除する申請を行うことができます。



① 令和2年の簡易課税制度の選択不適用

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたために簡易課税制度の適用をやめることが必要となった事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、簡易課税制度の選択をやめることができます。

これは、消費税法37条の2に定められた簡易課税制度に係る災害特例であり、新型コロナ特法による

特例ではないため、事業としての収入の著しい減少があった（事業としての収入金額が、前年同時期と比べて概ね50%以上減少している）という要件はありません。

簡易課税制度に係る災害特例により簡易課税制度選択不適用届出書を提出する場合は、簡易課税制度の2年間の継続適用は解除されます。したがって、簡易課税制度を選択した時期にかかわらず、令和2年について簡易課税制度選択不適用の申請を行うことができます。

承認申請書の提出期限は、原則として、被害のやんだ日から2月以内ですが、被害のやんだ日が令和3年2月1日以後である場合には、令和2年の確定申告期限である令和3年3月31日が期限となります（国税通則法第11条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。）。

提出する書類は、次の2つです。

- 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択不適用届出書

② 高額特定資産を取得した場合の3年縛りを解除する

事業としての収入の著しい減少のあった期間内の日を含む令和2年が、特定課税期間です。特定課税期間の初日以後2年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において、高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、3年間継続して課税事業者となる取扱いを解除する申請を行うことができます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入が著しく減少しているため、この申請を行うことができます。

承認申請書の提出期限は、特定課税期間の確定申告書の提出期限である令和3年3月31日と、高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の末日である令和2年12月31日のうち、遅い日である令和3年3月31日となります。

なお、国税通則法第11条の規定の適用により、確定申告書の提出期限の延長を受けている場合は、その延長された期限が提出期限となります。

提出する書類は、次の2つです。

- 新型コロナ特法第10条第4項から第6項の規定に基づく納税義務の免除の特例不適用承認申請書
- 確認書類

③ 令和3年の簡易課税制度の選択

上記②の申請が承認されても、基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高が1000万円を超えている場合には納税義務は免除されません。ただし、簡易課税制度の選択の制限（消法37③）は、3年間継続して課税事業者となる取扱い（消法9⑦、12の2②、12の3③、12の4①②）の適用があることが前提となっているので、上記②により3年間継続して課税事業者となる取扱いの解除が承認された場合は、簡易課税制度選択届出書の提出は制限されないこととなります。

したがって、令和3年以後の課税期間について、簡易課税制度選択届出書を提出することができます。

令和3年について簡易課税制度を選択する場合には、令和2年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたために令和2年12月31日までに簡易課税制度選択届出書を提出することができなかつた場合、「やむを得ない事情がある場合の届出特例」（消法37⑧、消令57の2①②）の申請ができるものと考えられます。承認申請書の提出期限は、「やむを得ない事情」がや

んだ日から2月以内です（消令57の2③、消基通13-1-5の2）。

提出する書類は、次の2つです。

- 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- 簡易課税制度選択届出書